

取引基本約款

取引基本約款は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「甲」という。）と貴社（以下「乙」という。）における取引に適用される。

第 1 条（基本原則）

甲及び乙は、この取引基本約款に定める事項を信義に則り、誠実に履行するものとする。

第 2 条（取引基本約款及び個別契約）

1. この取引基本約款は、甲から乙に対し発注される成果物（無体物、役務等を含む。以下「成果物」という。）の取引に関する基本的事項を定めたものであり、甲乙間で締結される個々の取引契約（以下「個別契約」という。）に適用される。
2. 甲及び乙は、相手方と協議の上、個別契約においてこの取引基本約款と異なる事項を定めることができる。この取引基本約款の規定と個別契約の規定に矛盾、抵触又は相違があるときは、個別契約の規定がこの取引基本約款に優先して適用されるものとする。

第 3 条（個別契約の内容）

甲は、個別契約において、この取引基本約款に定めのない契約日、成果物の名称、仕様、品質（性能及び安全性を含む。以下同じ。）、数量、納期、納入場所、梱包方法その他の引渡条件及び単価、代金の額、支払日、支払方法等を定める。なお、成果物の詳細な仕様については、甲乙協議の上、仕様書において定めることができる。

第 4 条（個別契約の成立及び変更）

1. 個別契約は、注文書による甲の申し込みに対して、乙が請書にて承諾、もしくは電子メール等で受諾の意思表示をすることで成立するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲の申し込み後、乙が7営業日以内に諾否の通知を発しないときは、当該7営業日が経過した時点で個別契約は成立したものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、甲が乙の書面による承諾を得たときは、前条の約款内容をデジタル化したデータを電気通信回線を通じて乙に通知することにより、注文書の交付に代えることができる。
4. 甲は、個別契約の内容をやむを得ず変更する必要がある場合、速やかにその旨を相手方に通知し、相手方と協議の上合意することにより、当該個別契約を変更することができる。

第 5 条（契約の履行）

1. 乙は、本契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に履行させる場合（当該第三者を以下「丙」という。）は、事前に甲に通知し、甲の承諾を得るとともに、丙に対し、本契約において乙が負うのと同等の義務を負わせるものとする。
2. 前項の場合といえども、乙は本契約に基づき乙が負担する義務を免れない。

第 6 条（納入又は役務提供）

1. 乙は、個別契約に定める納期を遵守し、個別契約に定める納入場所へ、甲の指定する納品書等を添付の上成果物を納入しなければならない。また、成果物が役務の場合、乙は、個別契約に定める役務提供の期日又は期間に、役務を提供するものとする。

2. 成果物の納入遅延又は役務提供の遅延が予想される場合、乙は直ちに甲に通知し甲の指示に従う。
3. 乙が自己の責に帰すべき事由により成果物を納期に納入できない場合、又は役務提供の期日若しくは期間に役務を提供できない場合、甲はこれにより被った損害の賠償を乙に請求することができる。
4. 乙は、成果物を納期前に納入しようとするとき、又は役務提供の期日若しくは期間前に役務提供しようとするときは、事前に甲の承諾を得るものとする。甲は、かかる承諾に際し、当該納入を個別契約に定める納期まで留保して仮に受領しようとするときは、乙に対してその旨を伝え、納期まで保管するものとする。この場合、当該成果物は、個別契約に定める納期の到来をもって、甲に受領されたものとする。

第7条(受入検査)

1. 甲は、個別契約において受入検査完了期日を定めた場合、前条に基づいて乙から納入又は提供された成果物の受領後、当該期日までに受入検査を行う。
2. 前項の受入検査の結果が不合格の場合、乙に対し不合格となった具体的な理由を通知し、成果物の修補、修正その他甲乙間で合意した措置を求めることができるものとする。この場合、乙は自らの費用にて、甲の指示に従って代替品の納入、成果物の改修、役務の再提供等を行い、前項に準じて甲の再検査を受ける。ただし、検査不合格の原因が納入後の甲または第三者による成果物の誤使用、乙以外の者による成果物の補修・修正・改変、他のソフトウェア若しくは所定の機器以外の機器との組み合わせその他乙の責めに帰すべからざる事由に起因する場合にはこの限りではない。
3. 前項の再検査により、乙が成果物を納期に納入できない場合、又は役務提供の期日若しくは期間に役務を提供できない場合、乙はその責任を免れず、甲乙協議の上決定した対策・対応を行う。
4. 乙は、受入検査の結果不合格となった成果物のうち甲の要求したものについては、別途甲が定める期間内に乙の費用負担において引き取るものとする。なお、その期間中、甲は自己の物におけるのと同等の注意をもって当該成果物を保管するものとする。当該保管費用は、乙の負担とする。
5. 前項の期間内に乙が成果物を引き取らない場合は、甲は、当該成果物を乙に返送することができる。この場合、返送に要する費用は乙の負担とする。

第8条(危険負担)

1. 成果物の納入前に生じた成果物の滅失または毀損の危険については甲の責めに帰すべき場合を除き乙が責任を負う。
2. 成果物の納入後に生じた成果物の滅失または毀損の危険については乙の責めに帰すべき場合を除き甲が責任を負う。

第9条(成果物の所有権移転)

第17条(支給材の所有権)第3項に該当するものを除き、乙から納入された成果物の所有権は、甲が成果物を受領した時に乙から甲に移転する。また、この成果物のうち、第7条(受入検査)の受入検査で不合格品となったもので、甲が乙に引き取りを要求したものの所有権は、当該要求時に甲から乙に再移転する。

第10条(成果物の代金の支払)

1. 個別契約にて定める代金は、乙が甲に対し請求書を発行し、乙の請求書発行日の属する月の翌月末日までに、甲が乙に対し支払うものとする。
2. 前項の代金の支払は、甲が乙の指定した振込先に振り込む方法により支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。
3. 個別契約が途中で解除、解約等により終了した場合、甲は乙が既にした出来高部分に係る報酬を支払うものとする。

第11条(品質保証)

1. 乙は、成果物が個別契約に定める仕様に適合するほか、通常有すべき品質を有していることを保証する。
2. 前項の目的のため、乙は、乙における品質保証体制を確立するとともに、関係法令を遵守して本契約を履行するものとする。
3. 乙は、乙が成果物のために使用する原材料等の調達先(以下「乙調達先」という。)に対しても、前二項を遵守させるものとする。
4. 甲が成果物の品質管理のために必要と判断した場合には、甲乙間で別途品質管理に関する覚書を締結するものとする。

第12条(製造工程等の変更)

乙は、成果物の製造工程、生産・検査設備、原材料又は再委託先の変更を希望する場合は、事前に甲に対して書面で通知する。この場合、甲及び乙は、成果物の品質への影響等について協議の上、その取扱いを決定するものとする。

第13条(契約不適合(担保責任))

1. 甲は、成果物の契約不適合を発見した場合は、発見後1年以内(ただし、甲乙間で特に定めた期間がある場合はその期間)に、乙に対し、(i) 成果物の返品、(ii) 甲が指定する期間内における、甲の承認した方法での改修、再作業若しくは代替品との交換、又は(iii) 代金の減額を請求することができる。これらは、乙の責任と費用負担において行われるものとする。この場合において、乙は理由の如何を問わず、甲が選択した方法と異なる方法による措置を講ずることができない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲乙間の取引が「下請代金支払遅延等防止法」の適用を受ける場合は次のとおりとする。
 - (1) 返品は、成果物の受領後6か月以内(ただし、甲が一般消費者に対して6か月を超える保証期間を定めている場合は、それに応じて最長1年以内)に行うものとする。
 - (2) 改修、再作業又は代替品との交換は、成果物の受領後1年以内(ただし、甲がその顧客等に対して1年を超えた契約不適合責任を契約している場合であって、甲乙間でそれに応じた契約不適合の期間を定めている場合はその期間内)に行うものとする。
3. 甲は前二項の各請求とともに、又は、これに代えて損害賠償を請求することができる。
4. 甲は、前項の損害賠償請求とともに個別契約を解除することができる。

第14条(製造物責任)

1. 成果物の欠陥に起因して甲及び甲の従業員または第三者の生命、身体、財産への侵害(以下「事故」という。)が発生した場合又はそのおそれがある場合、乙は自己の責任と費用負担において当該事故を処理、解決し又は事故を予防する措置を講じるものとする。万一これにより甲が損害を被った場合、甲は当該損害の賠償を乙に請求することができる。ただし、当該欠陥が専ら甲の設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ当該欠陥が生じたことにつき乙に過失がない場合はこの限りでない。
2. 甲は、乙の生産物賠償責任保険の加入について、乙に協議を申し入れることができる。
3. 成果物を使用した甲の製品の欠陥に起因して事故が発生したときは、甲及び乙は協力してその原因を究明する。
4. 乙は、成果物に関して欠陥品が発生したこと、若しくはそのおそれがあることを知った場合、又は成果物の欠陥に起因して第三者から損害賠償請求を受けた場合は、直ちに甲に書面により通知するものとし、損害の予防又は拡大の防止に努める。

第15条(補修部品の供給)

甲乙間の取引終了後においても、甲が顧客等のほか、成果物又は成果物を使用した製品の需要家に対して補修部品の供給義務を負っている期間、乙は甲の要請に従って成果物及びその部品を甲に供給する。なお、詳細については、甲乙別途協議し決定する。

第16条(材料支給)

1. 甲は、次の各号に該当する場合は、乙と協議の上、原材料、製品、半製品、部品等(以下総称して「支給材」という。)を、有償又は無償で、乙に支給することができる。この場合、その品名、数量、引渡日、引渡場所、その他の引渡条件及び単価、代金の額、支払日、支払方法等は、個別契約において定める。乙は、当該個別契約の履行にあたり、甲から支給された支給材を使用するものとする。
 - (1) 成果物の品質を維持するために必要なとき
 - (2) 乙から甲に要求があるとき
 - (3) その他正当な理由があるとき
2. 乙は、甲から支給材の支給を受けた後遅滞なく検査し、契約不適合を発見したときは、直ちに甲にその旨を書面等により通知するものとする。
3. 乙は、前項の検査時に発見できなかった契約不適合を後に発見したときは、直ちに甲に書面等により通知するものとする。

第17条(支給材の所有権)

1. 無償支給材の所有権は、甲に帰属する。
2. 有償支給材の所有権は、当該有償支給材の代金を乙が甲に支払った時に、甲から乙に移転する。
3. 無償支給材又は乙による代金支払前の有償支給材を用いた成果物の仕掛品及び完成品の所有権は、甲に帰属する。

第18条(支給材等の管理)

1. 乙は、支給材並びに支給材を用いた成果物の仕掛品及び完成品(以下「支給材等」という。)を、善良な管理者の注意をもって保管、管理し、他の物品との混同を避けるため、保管上及び帳簿上区別する。
2. 乙は、甲の書面による事前承諾なしに、支給材等を本契約以外の目的に使用し、又は第三者に譲渡、貸与、質入するなどの処分をしてはならない。また、乙は、第三者により支給材等に関する甲の所有権が侵害されるおそれのある場合、直ちにその旨を甲に書面により通知するとともに、その排除のために必要な措置を講じる。
3. 前項の規定にかかわらず、乙が第5条(契約の履行)第2項に基づいて本契約に基づく債務の全部又は一部を丙に履行させる場合は、甲から別段の指示がある場合を除き、乙は、当該債務の履行に必要な範囲で丙に支給材等を再支給することができる。ただし、この場合乙は丙による支給材等の管理についてすべての責任を負うものとする。
4. 乙は、甲から支給された支給材等が滅失、毀損又は変質等した場合、直ちに甲に書面により通知するものとする。当該滅失、毀損又は変質等が乙の責に帰すべき事由による場合、甲は、当該支給材等の改修、又はこれにより甲が被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第19条(支給材等の返還)

1. 仕様の変更、又は本契約の終了等により余剰の支給材等が生じた場合、乙は直ちに甲に書面により通知し、当該支給材等を甲に返還する。ただし、甲乙間でこれと異なる合意をした場合はこの限りではない。
2. 支給材の返還の対価については、甲乙協議して決定するものとする。

第20条(貸与品の貸与)

1. 甲は、本契約を履行するために必要となる機械、治工具、金型、原稿、校了紙、印刷原版、図面、仕様書及びソフトウェア等、並びにこれらに係るデータ(以下総称して「貸与品」という。)を、乙に貸与することができる。
2. 貸与品の貸与の方法、期間、料金、支払条件、手続、修繕費及び改造費の負担等については、あらかじめ甲乙協議して定めるものとする。

第21条(貸与品の管理)

1. 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって使用、管理し、他の物品等との混同を避けるため、保管上及び帳簿上区別する。
2. 乙は、甲の書面による事前承諾なしに、貸与品の原状に変更を加え、本契約以外の目的に使用し、又は分解、分析、逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングをしてはならない。
3. 乙は、貸与品を第三者に転貸、譲渡するなどの処分をしてはならない。また、第三者により貸与品に関する甲の所有権が侵害されるおそれのある場合、乙は直ちにその旨を甲に書面により通知するとともに、その排除のために必要な措置を講じる。
4. 前項の規定にかかわらず、第5条(契約の履行)第2項に基づいて、乙が本契約に基づく債務の全部又は一部を丙に履行させる場合は、甲から別段の指示がある場合を除き、当該債務の履行に必要な範囲で丙に貸与品を転貸することができる。ただし、この場合、乙は丙による貸与品の管理についてすべての責任を負うものとする。
5. 乙は、貸与品を定期的に検査し、異常を認めた場合は直ちに甲に書面により報告する。なお、当該異常の処置については、甲乙協議し決定する。

第22条(貸与品の返還)

1. 甲から貸与品の返還を求められた場合、貸与期間が終了した場合、又はこの取引基本約款が解除、期間満了等により終了した場合、乙は直ちに貸与品を原状に復し、甲に返還する。
2. 前項の規定にかかわらず、適正な使用、管理状態において必然的に生じる貸与品の損耗のほか甲の承諾を得て変更を加えた部分については、乙は原状回復義務を負わない。

第23条(成果物の著作権等)

1. 成果物に著作物が含まれる場合、当該著作物(以下「本件著作物」という。)に係る一切の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含み、貸与品に係る著作権を除く。以下「本件著作権」という。)は、甲が成果物を受領した時に乙から甲に移転する。
2. 前項の規定にかかわらず、個別契約において甲に移転させないこととした乙が保有する本件著作権(以下「乙著作権」という。)は、乙に留保され、甲へ移転されないものとする。この場合、乙は、成果物の甲への納入時に、甲が乙著作権を利用し又は甲の顧客その他の第三者に利用許諾することを、甲に対して許諾したものとする。なお、かかる乙による許諾の対価は、個別契約に定める成果物の代金に含まれるものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、個別契約において甲に移転させないこととした第三者が保有する本件著作権(以下「第三者著作権」という。)は、第三者に留保され、甲へ移転しないものとする。この場合、乙は、(i) 成果物の甲への納入時に、甲が第三者著作権を利用し又は甲の顧客その他の第三者に利用許諾するために必要なあらゆる措置(第三者著作権の権利者との間で契約を締結することを含む。)をとることとし、また、(ii) 甲が要請した場合には、当該措置をとったことを書面で甲に証明するものとする。なお、当該措置をとることについての対価は、個別契約に定める成果物の代金に含まれるものとする。
4. 成果物に関して、著作者人格権、肖像権その他法律上移転不能な権利(以下総称して「著作者人格権等」という。)が存在する場合、乙は、甲が成果物(本件著作物を含む。)の全部又は一部を利用し又は甲の顧客その他の第三者に利用許諾することについて、

著作者人格権等を行使しないものとする。また、著作者人格権等が第三者の保有に係るときは、(i) 第三者との間で契約を締結する等して第三者が著作者人格権等を行使しないよう必要な措置をとるものとし、また、(ii) 甲が要請した場合には当該措置をとったことを書面で甲に証明するものとする。なお、当該措置をとることについての対価は、個別契約に定める成果物の代金に含まれるものとする。

5. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、乙著作権の全部又は一部について、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供する等の処分をしてはならないものとし、また、第三者著作権の権利者にもさせないものとする。ただし、当該処分後も本条により甲に許諾された権利がそのまま継続して許諾されることが保証される場合は、この限りでない。

第24条(成果物の特許権等)

1. 乙は、個別契約の履行の過程で乙又は乙の従業者等が発明、考案、意匠の創作等(以下「発明等」という。)をなした場合、直ちにその事実及び内容を甲に書面により通知するものとし、発明等に係る産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権をいい、これらの権利を受ける権利を含む。以下同じ。)の帰属及びその取扱いについては、甲乙協議の上決定する。
2. 乙は、成果物に乙が保有(個別契約の履行の過程で取得したものを含む。)する産業財産権又はノウハウ(以下総称して「乙固有技術」という。)を実施する場合、甲に対し、乙固有技術に関して、成果物及び成果物を用いた製品(ソフトウェア等の無体物を含む。以下同じ。)を製造、製造委託、使用、販売、その他の処分することのできる非独占の実施権(再実施許諾権を含む。)を、甲が当該成果物を自己の事業に用いる範囲に限り、許諾したものとする。なお、かかる乙による許諾の対価は個別契約に定める成果物の代金に含まれるものとする。
3. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、成果物に関する乙固有技術その他の権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供する等の処分をしてはならないものとする。ただし、当該処分後も本条により甲に許諾された権利がそのまま継続して許諾されることが保証される場合はこの限りでない。

第25条(知的財産権侵害の責任)

1. 乙は、成果物、又は成果物を使用した製品の製造(制作、製作、複製を含む。)、使用、譲渡その他の処分(輸入、輸出を含む。)が、第三者の特許権等の産業財産権、著作権その他一切の知的財産権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと、また、成果物に第三者の機密情報を不正使用していないことを保証する。ただし、かかる権利侵害等の問題が甲の責に帰すべき事由により生じた場合は、この限りでない。
2. 乙は、万一、前項の保証に反し、権利侵害等の問題が発生し、又は発生するおそれのある場合には、直ちにその旨を甲に書面により通知の上、乙が責任をもって解決する。ただし、甲が希望するときは、甲が主体となって権利侵害等を解決するものとし、この場合、乙は甲に情報提供その他の必要な協力及び支援を行い、また、乙が当事者となった法的手続における対応については甲の指示に従う。
3. 前項の権利侵害等の解決及び対応のために要する費用(弁護士費用を含む。)、並びに権利侵害等によって甲が被った損害については、第1項ただし書に定める場合を除き乙の負担とする。

第26条(機密保持)

1. 甲及び乙は、本契約を通じて知り得た相手方及び相手方の取引先の情報(これらの情報を複写・複製したもの及び個人情報を含む。本契約において総称して「機密情報」という。)を機密として保持し、第三者に開示、漏洩してはならない。なお、乙は、甲の機密情報には、甲から提供された情報等を用い、本契約遂行の過程で乙が生成した情報も含

まれることを、確認する。ただし、個人情報以外の情報であつて次の各号いずれかに該当するものについては機密情報とはしない。

- (1) 相手方から開示を受けた時に、既に自ら所有していたもの
 - (2) 相手方から開示を受けた時に、既に公知又は公用であつたもの
 - (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責に帰すべき事由によることなく、公知又は公用となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手したもの
 - (5) 相手方から開示を受けた後に、開示された情報と関係なく、独自に開発したもの
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、本契約の履行、成果物の販売又は成果物を使用した製品の製造若しくは販売を行うために必要な乙の機密情報については、予め乙に通知した範囲内で第三者に開示することができる。なお、甲から通知された範囲について乙が異議を申し立てた場合は、その取扱いについて甲乙協議し決定する。
 3. 第1項の規定にかかわらず、乙は丙に対し、本契約の履行に必要な範囲で、機密情報を開示することができる。ただし、この場合、乙は、本契約に定めるのと同等の機密保持義務を丙に負わせるものとし、丙による機密情報の管理についてすべての責任を負うものとする。
 4. 甲及び乙は、機密情報を本契約履行以外の目的に使用してはならない。
 5. 甲及び乙は、機密情報を本契約履行のために必要な限度を超えて複写又は複製してはならない。
 6. 甲及び乙は、相手方から要請があつたとき又は本契約が終了したときは、相手方の指示に基づき、機密情報が含まれるすべての物件(複写物又は複製物を含む。)を直ちに相手方に返還し又は破棄しなければならない。
 7. 乙は、甲から個人情報の預託を受けるときは、別途甲乙間で締結する「個人情報の取扱いに関する覚書」その他の甲乙間の合意事項に基づき、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
 8. 乙は、本条に定める義務に違反した場合又はそのおそれがある場合、直ちに甲に通知するものとし、甲の指示に従い是正措置を講ずるものとする。

第27条(法令の遵守)

甲及び乙は、この取引基本約款または個別契約の履行に際し、環境、安全、衛生等に関する法令を遵守するものとする。

第28条(リスク管理体制の構築)

1. 乙は、災害、事故等の不測の事態が発生した場合でも、成果物の供給が継続できるよう、必要なリスク管理体制(事業継続計画を含むが、これに限られない。)を構築する。
2. 乙は、当該成果物に関する乙調達先に対しても、前項のリスク管理体制を構築させるよう努めるものとする。
3. 乙は、甲から要請があつた場合は、前二項のリスク管理体制に関する情報を甲に提供するものとする。

第29条(環境保全)

1. 乙は、本契約の履行に関し、環境保全のための必要かつ十分な措置を講じるものとする。
2. 乙は、前項の環境保全のために必要があるときは、甲に対し、成果物の代替仕様を提示し、仕様の変更を相談することができる。
3. 乙は、甲が行う環境保全のための調査及び資料の提出要求に応じるものとする。

第30条(廃棄物の処理)

乙は、本契約の履行に伴って乙に生じた廃棄物を、関連法規及び行政指導を遵守して、自己の責任と費用負担において適正に処理するものとする。ただし、甲の指示がある場合、乙はその指示に従うものとする。

第31条(輸出管理)

1. 甲及び乙は、本契約の履行に関し、「外国為替及び外国貿易法」その他の輸出関連法規(以下「外為法等」という。)を遵守する。
2. 乙は、成果物が外為法等により規制されている貨物(輸出貿易管理令別表第1の16項を除く)又は技術(外国為替令別表の16項を除く)に該当する場合、成果物の納入までに、該当する事実及びその根拠を甲が別途定める書式により甲に通知するものとする。
3. 甲が前項に関連して資料の提出を求めた場合、乙は速やかにこれに応じるものとする。

第32条(立入)

1. 甲は、必要に応じて、成果物の生産管理体制、品質保証体制、支給材等及び貸与品の保管及び使用状況、並びに機密情報の管理体制等(以下総称して「各種体制等」という。)を確認するために、乙に事前に通知の上、乙の工場及び事務所に立入り、調査等を行い、又は甲の指定する第三者にこれらを行わせることができる。
2. 乙は丙に対し、甲又は甲の指定する第三者が必要に応じて各種体制等を確認するために丙に立入り、調査等を行うことができるよう徹底するとともに、甲又は甲の指定する第三者が行う丙への立入り及び調査等に協力するものとする。
3. 甲は、前二項に基づく調査等の際は、乙及び丙の事業活動に支障が生じないよう配慮するものとする。
4. 本条に基づく調査等の結果、甲が乙及び／又は丙の各種体制等について改善を申し入れた場合、乙は、速やかにこれに応じるとともに、丙をしてこれに応じさせるものとする。

第33条(書類の提出及び通知)

1. 乙は、この取引基本約款の承諾及び個別契約の成立時に、甲が別途指示する書類を甲に提出する。
2. 乙は、前項に基づき甲に提出した書類の記載事項(使用印鑑を含む。)に変更が生じた場合、直ちにその旨を甲に書面により通知する。
3. 甲又は乙は、第38条(契約の解除)第1項各号のいずれかに定める事由が生じたときは、直ちにその旨を相手方に書面により通知する。

第34条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、現在、自己及び「自己の財務及び事業の方針の決定を支配している者」、又は従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者、又は暴力、威力、脅迫的言辞若しくは詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する者(以下「反社会的勢力等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。
 - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること

- (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号いずれかに該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとする。
4. 甲及び乙は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとする。

第35条(権利義務の譲渡)

甲及び乙は、相手方の書面による事前承諾なしに、本契約から生じる権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第36条(損害賠償)

1. 甲又は乙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。なお、第38条(契約の解除)に基づく解除は、損害賠償の請求を妨げることができない。
2. 具体的な賠償金額は、甲乙協議の上決定する。

第37条(有効期間)

1. この取引基本約款の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからもこの取引基本約款の内容の変更又はこの取引基本約款を継続しない旨の書面による申し出がないときは、この取引基本約款は同一条件で更に1年間継続するものとし、以後もこの例によるものとする。
2. 前項の有効期間中といえども、甲及び乙は、3か月の予告期間をもった書面通知により、この取引基本約款を解約することができる。

第38条(契約の解除)

1. 甲又は乙が次の各号いずれかに該当したときは、その相手方は何らの通知、催告等の手続を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、当該解除をなした当事者は、相手方に対して、相手方の責によって被った損害の賠償を請求することができる。
- (1) 本契約に違反し、相手方が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、これを是正しないとき
- (2) 手形、小切手を不渡りとし、又は支払停止となったとき
- (3) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
- (4) 第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行若しくは競売の申立又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 破産手続、特別清算、民事再生手続、会社更生手続若しくはその他の法的債務整理手続の申立があったとき、又は信用状態に重大な不安が生じたとき

- (6) 重大な違法行為又は反社会的行為を行ったとき
- (7) 前各号いずれかが発生するおそれがあるとき
- 2. 前項各号いずれかに該当した当事者は、相手方から何らの通知、催告等を要せず、当然に本契約に基づく一切の債務の履行につき期限の利益を失い、直ちに残債務のすべてを履行するものとする。
- 3. 乙は、その業務執行を決定する機関が、解散、減資、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決定をしたときは、直ちに甲に書面により通知するものとする。この場合、甲は、乙への書面による通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4. 災害、事故等の不測の事態が発生した場合であって、乙が成果物を供給することができないと甲が合理的に判断した場合、甲は、個別契約を解除することができるものとする。

第39条(契約終了後の措置)

- 1. この取引基本約款が期間満了若しくは解除等により終了し、又は個別契約が解除等により終了した場合、甲は、乙が所有する成果物の仕掛品及び完成品を第三者に優先して買い取ることができる。
- 2. この取引基本約款が期間満了若しくは解除等により終了し、又は個別契約が解除等により終了した後においても、第11条(品質保証)、第13条(契約不適合(担保責任))、第14条(製造物責任)、第15条(補修部品の供給)、第19条(支給材等の返還)、第22条(貸与品の返還)、第23条(成果物の著作権等)、第24条(成果物の特許権等)、第25条(知的財産権侵害の責任)、第26条(機密保持)、第29条(環境保全)、第30条(廃棄物の処理)、第31条(輸出管理)、第36条(損害賠償)、本条及び第40条(管轄裁判所)の規定はなお有効とし、甲及び乙は当該条項に基づく債務を履行する。
- 3. この取引基本約款が期間満了又は解除等により終了した時に存続する個別契約については、この取引基本約款がなお適用される。

第40条(管轄裁判所)

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第41条(協議解決)

本取引基本約款に関する疑義又は定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議し解決を図る。

以上

制定日 2024 年 10 月 16 日